

	(1)行政文書の名称	(2)開示しないことと決定した部分
1	校長報告書及び顛末書 (平成23年11月14日付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> </ul>
2	校長報告書及び顛末書 (平成23年12月22日付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 処分等の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> </ul>
3	校長報告書、顛末書及び資料 (平成24年2月16日付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> </ul>
4	市教委報告書、校長報告書及び顛末書 (平成23年3月29日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害児童生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 処分等の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 事情聴取書の写し</li> <li>■ 履歴書の写し</li> </ul>
5	市教委報告書、校長報告書、顛末書、反省文及び資料 (平成23年6月3日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害児童生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 処分等の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 校舎配置図</li> <li>■ 事象発生現場の見取図</li> <li>■ 聞きとり及び指導(写)(事情聴取書)</li> <li>■ 人事記録カード(写)</li> <li>■ 出勤簿(写)</li> </ul>
6	市教委報告書、校長報告書及び顛末書 (平成23年6月9日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害児童生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 処分等の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 校舎配置図</li> </ul>
7	市教委報告書、校長報告書及び顛末書 (平成23年7月14日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害児童生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 処分等の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 校舎配置図</li> </ul>
8	市教委報告書、校長報告書及び顛末書 (平成23年8月4日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害児童生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 処分等の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 校舎配置図</li> <li>■ 事情聴取書の写し</li> <li>■ 履歴書の写し</li> </ul>
9	市教委報告書、校長報告書及び顛末書(校長、当該教諭) (平成23年10月27日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害児童生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 懲戒処分の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> </ul>
10	市教委報告書、校長報告書及び顛末書 (平成23年10月31日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害児童生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 懲戒処分の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> </ul>
11	市教委報告書、校長報告書及び顛末書 (平成24年1月17日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校名、校長名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 被害児童生徒の氏名及びこれを特定し得る事項</li> <li>■ 懲戒処分の対象となった教員の氏名及びこれらを特定し得る事項</li> <li>■ 関係者の氏名</li> <li>■ 事件発生の月日</li> <li>■ 事件の経過にかかる月日及びこれらを特定し得る事項</li> </ul>

## (3)開示しない理由

本件行政文書(非公開部分)に記録された情報は、被害を受けた児童生徒及び、処分等の対象となった教員等その他関係者の氏名、経歴等や当該個人の特定に繋がりが得る情報が記載されている。これらは、特定個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

本件行政文書(非公開部分)に記録された情報のうち、事情聴取調書の事実に関する主張については、実施機関が行う懲戒処分等の事務に関する情報であって、公にすることにより当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。